

# 東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及び 避難指示解除、産業復興の状況について

令和5年8月28日

経済産業省

## ① 1号機格納容器内部調査

- 堆積物3Dマッピング調査、圧力容器を支える土台（ペDESTAL）内部の調査を実施。（2023年3月）
- 万が一ペDESTALの支持機能が低下した場合のダスト飛散による環境への影響は小さいと評価。（2023年6月）

ペDESTAL開口部から内部を撮影した映像のパノラマ画像



## ② 汚染水発生量

- 建屋周辺の舗装等により、2022年度約90m<sup>3</sup>/日まで低減。
- 今後、2025年以内に100m<sup>3</sup>/日以下※に、2028年度までに約50～70m<sup>3</sup>/日に低減させる方針。

※2022年度の降水量が平年よりも少なかったこと等もあり、目標達成については2023年度以降のデータで確認

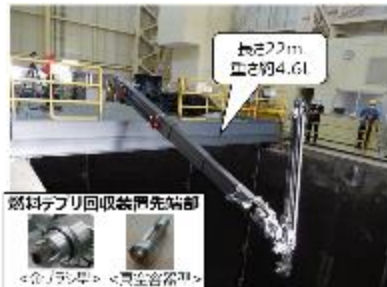
建屋周辺の舗装



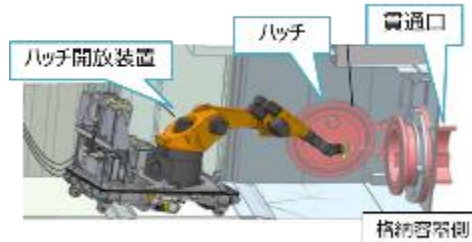
## ③ 燃料デブリの取り出し

- 2号機での燃料デブリの試験的取り出しに向けて、ロボットアームの実証試験、入り口となる貫通口のハッチ開放に向けた準備を実施中。

ロボットアーム



ハッチ開放作業の準備



## ④ F-REIによる研究開発・人材育成

- 令和5年度廃炉向け遠隔技術高度化及び宇宙分野への応用事業の公募開始。（2023年8月）
- 引き続き、F-REIと連携し、廃炉ロボットの研究開発、放射性物質の分析人材等の育成に取り組む。

高線量下での作業用ロボット



放射性物質の分析人材



- 廃炉を着実に進め、福島復興を実現するために、**ALPS処理水の処分は決して先送りできない課題。**
- 令和3年4月、2年程度後を目途に海洋放出を行う方針を決定以降、**安全確保、風評対策・なりわい継続に係る各取組を実施。**
- 令和5年7月に公表されたIAEAの包括報告書では、ALPS処理水の海洋放出に対する取組や東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関係の活動が、関連する**国際安全基準に合致していること、人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどとなること**が結論付けられており、**IAEAは放出中、後についても安全性確保にコミットする。**
- **現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処**するべく、今後これらの対応に**政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む**。このため、**漁業者とのフォローアップ体制を構築する。**
- 東京電力に対しては、原子力規制委員会が認可した実施計画に基づき、**速やかに海洋放出開始に向けた準備を進めるように求める**。海洋放出開始は、気象・海象条件に支障がなければ、**8月24日を見込む。**

# ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後の取組について②（令和5年8月22日）

## これまでの取組のポイント

IAEAがこれまで実施したレビューについて、それぞれ報告書が公表され、令和5年7月には結果を総括した安全性確保に関する最終的な結論である包括報告書が公表。

海洋放出設備は令和5年6月に工事完了し、原子力規制委員会による使用前検査も終了。

特に放出直後において海域・水産物モニタリング体制を強化・拡充する計画を策定するとともに、関係機関の測定結果をまとめたウェブサイトを新設・運用開始。

基本方針決定以降、1,500回以上の説明を実施。テレビCMやWEB広告、新聞広告等を全国規模で展開。また、個別の国・地域への説明や海外の報道機関への情報提供を含め、国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施。

## 今後の取組のポイント

国と東京電力が実施する安全確保の取組について、国際専門家を含むIAEAタスクフォースが海洋放出前・中・後と継続的にレビューを実施することで、第三者が安全性を徹底的に確認。放出前後にはIAEA職員が福島第一原発に常駐し、確認を継続する体制を構築。

原子力規制委員会は海洋放出が適切になされていることを継続して確認する。東京電力には、安全に係る法令等の遵守に加え、緊張感をもった対応を求める。

強化・拡充したモニタリングの実施に加え、関係機関の測定結果をまとめた分かりやすいウェブサイトの運用を始め、国内外に対し、透明性高く情報発信。放出停止判断レベルを超える等の事象が発生した場合は、直ちに放出を中断することを含め、適切な対応をとる。

ALPS処理水の安全性やその処分の必要性等について様々な媒体を活用し国内外への情報発信を継続するとともに、悪意ある偽情報が国際社会で流布することがないように、迅速に必要な対応を講じていく。日本産食品の輸入規制について、ALPS処理水の海洋放出を理由とした新たな措置が講じられないよう、また、現行の規制が早期に撤廃されるよう、政府一丸となって取り組む。

# ALPS処理水の処分に関する基本方針の実行と今後の取組について③（令和5年8月22日）

## これまでの取組のポイント

## 今後の取組のポイント

令和5年度予算において、被災地の水産業を始めとする支援策を拡充・強化するとともに、令和4年度補正予算において、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の500億円の基金を措置。

こうした事業内容を丁寧に説明する等、実情に応じた支援ができるよう取り組む。

消費拡大に向けて、魅力発信のためのキャンペーンを開始。昨年末に立ち上げた「魅力発見！三陸・常磐もののネットワーク」には1,000者を超える企業等が参加。

首都圏や三陸常磐地域におけるイベント・フェア実施等、三陸常磐ものの魅力発信に取り組む。さらに、ネットワーク参加企業に消費を呼びかけるとともに、現在実施している「三陸・常磐ウィークス」を始め、三陸常磐ものの継続的な消費拡大に向けた取組を継続。

小売業界は、放出開始後も三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたいとの考え方を表明。

事業者を活用いただける統一的な説明資料の提供やモニタリング結果を含む情報発信等、取引継続に向けた環境整備を実施。

中小企業支援策や観光支援策を通じた支援を実施。

事業内容の説明や個別相談等のきめ細かな対応を行うとともに、観光業への風評影響の懸念を払拭するべく、三陸常磐地域における集中的なイベント実施やブルーツーリズムの推進等を通じた観光需要創出にも取り組む。

風評が懸念される事案の把握や代替販路開拓、セーフティネット対策など、風評発生時にも事業者等の状況に応じ機動的な対応ができる体制を構築。

関係府省や支援機関が連携し、相談対応やアドバイザー派遣等、迅速な事案の把握と丁寧な対応に努めるとともに、ネットワーク等を活用した国内消費拡大や海外市場開拓のための支援、政府間の働きかけに注力。また、300億円の需要対策基金を活用した支援を行うとともに、地域・業種を限定しない個別の事情に応じた適切な賠償を行うよう東京電力を指導。さらに、科学的根拠のない輸入規制措置等への対策として、状況に応じて、水産物等の国内消費の拡大、国内生産の維持、新たな輸出先のニーズに応じた加工体制の強化、新たな輸出先の開拓等、臨機応変な対策を講じ万全を期す。

汚染水発生量は重層的な対策により2022年度に約90m<sup>3</sup>/日（対策実施前の1/6程度）を達成。

汚染水発生量抑制に向けた取組を継続し、2028年度に約50～70m<sup>3</sup>/日まで低減を目指す。

東京電力によるトリチウム分離技術の公募において、第1期～第3期のうち10件についてフィージビリティスタディを開始するなど、実用化に向けた検討を進めている。

引き続き、実用化に向けた検討を進めていくとともに、国としても文献等の確認や東京電力の技術公募を通じて国内外の最新の動向を注視していく。

風評影響対応／なりわい継続支援

将来技術

# 包括報告書で安全基準に沿っていると評価されたポイント

※タスクフォース(IAEA職員と11カ国の国際専門家)のこれまでのレビューを踏まえIAEAの責任のもと、とりまとめられた報告書

## <人と環境への影響>

- ALPS処理水の海洋放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となる。
  - ・ 国際基準に沿って放射線環境影響評価を実施。
  - ・ 東電によるソースターム(※放出前に評価する処理水中の放射性物質の種類)の見直しは、十分に保守的かつ現実的。
  - ・ 海洋拡散モデルに基づき、国際的な海域の水は、海洋放出の影響を受けないため、越境影響は無視できるほど。

## <設備の健全性>

- ALPS処理水の放出を制御するシステムとプロセスは堅固である。
- 緊急遮断弁や放射線検出器などが重層的にシステムに組み込まれている。

## <規制による管理と認可>

- 規制委員会は日本国内の独立した規制機関として、安全に関する適切な法的・規制的枠組みを制定・実施している。

## <分析・モニタリング>

- 政府と東電のモニタリングに関する活動は、国際基準に沿っている。
- IAEAと第三国分析機関が行った分析結果によれば、東電はALPS処理水の放出にあたり、適切で精密な分析を実施する能力と持続可能で堅固な分析体制を有する。

IAEAは放出前、放出中、放出後もコミット。追加のレビューとモニタリングで、国際社会に追加的な透明性・安心を提供。

# 海域におけるモニタリング

- 環境中の**放射性物質を計画的に確認**するために策定された「**総合モニタリング計画**」に基づき、**東京電力、規制庁に加え、環境省、水産庁や福島県がモニタリングを実施。全て透明性高く公表。**
- さらに、**IAEAや第三国分析機関が独立してモニタリングを実施。**
- **放出開始前から海域のモニタリングを実施し、放出開始後大きな変化がないことを確認。**
- **放出開始直後には従来の精密測定の高頻度を増やすほか、迅速に結果が出る方法（迅速分析法）での測定を追加**するなどモニタリングを強化・拡充。**→放出以降、海水・魚いずれも検出限界値未満**
- 周辺海域のモニタリングで、**放出された水が十分に拡散されているかどうか（トリチウム濃度の異常）等を確認。**  
**一定の指標（放水口付近で700ベクレル、その外側では30ベクレル）を超過した際は、速やかに放出を一旦停止。**

【測定対象】



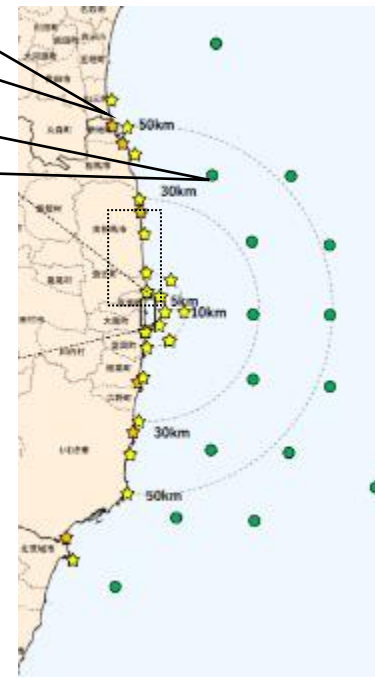
○10km内を中心に★の測点を  
令和4年度から追加  
(★は海水浴場におけるトリチウムを採取)

○数十km離れた点(●)でも、  
念のためトリチウムを測定  
(30km、50km程度離れた地点、  
宮城県沖南部、茨城県沖北部)

○水産物は年約200検体のトリチウムを測定  
○加えて、翌日又は翌々日に結果を得られる  
迅速分析法(検出下限値: 10Bq/L程度)も180検体分実施  
※範囲は東日本の太平洋側(北海道～千葉県)

○モニタリングにおける指標  
一国内の原発前面海域におけるトリチウム  
濃度をもとに、30ベクレル/Lに設定

【広域図】



【拡大図（半径3km）】



拡大図

○★の測点では、  
-放出開始後当面の間、トリチウムの速報のため期間を短縮した分析を実施  
(10測点程度で最大週1回測定)  
-また、毎月精密分析も実施  
(基本は季節的な変化を考慮し、年4回)

○★の測点では、念のため海水中のトリチウム以外も測定  
- 主要7核種(セシウム等) : 年4回  
- 更に幅広い核種 : 年1回

○水生生物についても年4回以下を測定  
- 魚類のトリチウム(FWT, OBT)、炭素14  
- 海藻類のヨウ素129(請戸漁港、富岡漁港)

○モニタリングにおける指標  
-放出時のトリチウム濃度の上限(1,500ベクレル/L)を、設備や測定の不確かさを考慮しても上回らないように設定された値を基に、700ベクレル/Lに設定

## IAEAによる評価

- ✓ 政府と東京電力のモニタリングに関する活動は、国際基準に沿っている
- ✓ 海洋放出のため、充実した環境モニタリング計画が政府と東京電力によって実施される

# (参考) ALPS処理水の海洋放出等に関する各国の動向①



## アメリカ

- ✓ 8月15日、ブリンケン国務長官は、記者会見でALPS処理水について問われ、以下のように回答。  
「我々は日本の計画に満足している。日本の計画は安全で、IAEAの安全基準含め国際標準に沿ったもの。日本は放出計画についてIAEAと緊密かつ積極的に連携しており、計画は科学的根拠に基づき透明性を持ったプロセスであり、我々はそれに満足している。」
- ✓ 8月18日、米国・キャンプ・デービッドで行われた日米首脳会談において、岸田総理大臣から、**米国側がALPS処理水に関する我が国の取組について支持と理解を表明していることに謝意を述べた**。また、両首脳は、**ALPS処理水に関する偽情報の拡散防止における連携等についても意見交換を行った**。
- ✓ 8月25日、米国国務省は「**米国は日本の安全で透明性のある科学的な根拠に基づいた対応に満足している**」との声明を発表。



## EU

- ✓ 8月、**EU、アイスランド、ノルウェー、スイス・リヒテンシュタインが相次いで日本産食品に対する放射性物質輸入規制を撤廃**（8月3日 EU、アイスランド、ノルウェー／8月15日 スイス・リヒテンシュタイン）。  
→規制の撤廃により、これまで一部の食品をEUに輸入する際に必要とされた**放射性物質検査証明書及び産地証明書が不要に**。



## フィジー

- ✓ 8月3日、フィジーのランブカ首相がALPS処理水の海洋放出に関するビデオメッセージを公開。ポイントは以下のとおり（仮訳・抜粋）。  
「IAEAの報告書は、**私たちの貴重なブルー・パシフィックの生命や生態系に悪影響を及ぼす海洋環境の悪化に対する懸念を払拭するのに十分な安心感を与えるものです**。」  
「私は、IAEAがこの水の放出が私たちに害を与えないことを保証するために、**日本のこのプロセスを継続的に監視し、過去10年間取り組んできたことに満足しています**。」



## PIF

(太平洋諸島フォーラム)

豪州、NZ、パプアニューギニア、フィジーなど16か国・2地域

- ✓ 8月23日、議長声明（※）を発出。 ※ブラウン・クック諸島首相  
「日本政府の決定は、PIFと日本政府、そして、PIFとIAEAとの間の、最も高い政治レベル、科学レベルを含む28ヶ月以上の協議を経て行われたもの」、「**日本による計画が国際的な原子力の保障措置に合致しており、環境及び人間の健康への影響は無視できるほどであるというIAEAの勧告に留意する**。」

## NPT 運用会議

- ✓ 2026年NPT運用検討会議 第1回準備委員会（7/31～8/11）において、幅広い地域の国々（米国、英国、仏、独、カナダ、イタリア、スペイン、ベルギー、チェコ、マレーシア、豪州、NZ、パラグアイ）から、日本やIAEAの取組に対する理解・支持があった。



## (参考) ALPS処理水の海洋放出等に関する各国の動向②

### <中国>

- 7月5日、中国外交部定例会見にて、「**中国政府の関連部門は、海洋環境モニタリングを強化し、水産物等の輸入に対する検査・検疫を強化し、国民の健康と食品安全を確保する。**」と発言。
- 7月7日、中国海関総署（税関当局）はHPへの談話掲載
  - ① **10都県（現行の規制と同じ都県）の食品の輸入を禁止し、**
  - ② **その他の地区からの食品、特に水産物に対して、証明書を厳格に審査し、100%検査を厳格に実施する（現行の規制を強化する）** 事態の進展をみながら必要なあらゆる措置を適時にとる旨表明。
- **8月22日**、中国外交部定例会見にて、「中国政府は、人民が第一であり、関係当局は食の安全と中国人民の健康を守るために **あらゆる必要な措置を講じる。**」と発言。
- **8月24日**、**日本からの水産物の輸入の全面的な一時停止を発表。**翌25日、日本産水産物を調達し、加工食品向けに利用、販売することを禁止する旨発表。

### <香港>

- 7月12日、外務省、農水省、経産省は、香港において、香港政府の陳国基・政務長官（※香港政府内でナンバー2）、謝展寰・環境生態長官に対し、ALPS処理水に関する説明会を実施。同日、香港政府は、海洋放出を開始したら10都県産の水産物の輸入停止を強化する旨発表。
- **8月22日**、①**10都県の水産物等の輸入を禁止（8月24日から実施）、②全ての日本産水産物に対する放射性物質検査**を発表。

### <マカオ>

- **マカオ政府は**、6月13日、メディアに対し、**東京都と千葉県を含む9つの高リスク地域の水産物・野菜・果物などの輸入を見合わせる**、と発言。また、7月18日、マカオ政府が事業者向け説明会において、「処理水排出後は、10都県の食品（水産品、畜産品、青果品、当該地域の原材料を使用した加工品。）は輸入禁止。」等と説明。
- **8月22日**、**10都県の生鮮食品等の輸入禁止を発表（8月24日から実施）。**

### <参考> 日本産水産物に関する輸入規制（ALPS処理水の海洋放出開始前）

	輸入停止	放射性物質検査証明書及び産地証明書の要求
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟（10都県）	左記10都県以外
香港		（放射性物質検査証明書のみ）福島、茨城、栃木、群馬、千葉
マカオ	福島	（放射性物質輸入規制申告書のみ）宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野

# 【参考】ALPS処理水に係る風評対策について

- ALPS処理水に関する風評を抑制・払拭することに加え、三陸・常磐地域の水産業等の本格的な復興や持続的な発展を後押しするため、経産省、復興庁、農水省にて、2022年12月20日に「**魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク**」を立ち上げた。（現在、**1,000者以上の企業、自治体等**が参加）
- 三陸常磐エリアの豊潤な海の幸を多くの方に知っていただき、味わっていただくための施策として「**ごひいき！三陸常磐キャンペーン**」を**2022年10月1日より実施**。各イベントの様子は**全国地上波のテレビ、各地方紙、読売新聞全国紙の全面広告にて掲載**。
- 2023年8月には「**ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会**」を開催し、小売業界から「**ALPS処理水の海洋放出が開始された後も、三陸常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたい**」という考え方が示された。

## 「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」や「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」における取組

- ネットワーク参加企業等での弁当、社食、キッチンカー等を通じた「三陸・常磐もの」の消費拡大を実施中。  
**政府内でも「三陸・常磐もの」の弁当を積極的に消費。**



＜各省庁等における三陸・常磐もののお弁当注文＞ ＜社食で三陸・常磐ものを導入＞

- 豊洲で**三陸常磐海産物を販売するブース出店**や**トークイベント**等を実施。



＜トークイベントの様子＞



＜仲卸業者の方の御協力を得て作成したPR動画＞

動画はこちらから



## ALPS処理水の処分に係る風評対策・流通対策連絡会



8月に開催した連絡会の様子

日本チェーンストア協会、  
全国スーパーマーケット協会、  
日本スーパーマーケット協会、  
日本ボランティアチェーン協会、  
オール日本スーパーマーケット協会、  
日本百貨店協会が参加

# ALPS処理水による風評発生・輸入規制時の対応について

## 水産物の販路拡大、一時的買取・保管への支援（300億基金）

1. 放出以前を基準とし、月平均価格が下落していること（▲7%以上）
2. ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響を受けていると認められること  
（放出前であっても迅速な支援の必要性が明らかな場合は支援）

## JETRO・中小機構等による相談窓口設置・アドバイザー派遣/販路開拓支援

相談窓口を設置するとともに、JETROや中小機構等の支援機関が連携して、新販路開拓や事業転換等のアドバイザーを派遣。

国内外の食品見本市等への出展支援、海外バイヤーの招へい、海外レストランでの日本食材活用支援 等

## 東京電力による賠償

1. 統計データ等を活用した、対象地域における海産物の価格動向と、全国におけるこれらの動向との比較による推認や、対象地域の報道状況の確認等による風評被害の確認
2. 放出前後における海産物価格の下落額や事業の減収額を基に、放出による損害額を算定  
（放出前であっても損害が生じた場合は適切に賠償）

## <参考>

## 持続可能な漁業継続を実現するための取組の支援（500億基金）

1. ALPS処理水の海洋放出により影響を被っていることを示すこと（報道やアンケート等）
2. 海洋放出に係る方針決定又は実際の海洋放出の前後で比較して、売上高（又は漁労所得）と組合員数（又は漁協職員数）のいずれかが3%以上減少していること。

### <支援対象>

- ①新たな魚種・漁場の開拓等に係る漁具等の必要経費
- ②省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組
- ③省資源化・有効利用等を通じた魚箱等コストの削減に向けた取組
- ④省エネ性能に優れた機器等の導入に要する費用

# 避難指示解除の取組の進捗状況について

- 帰還困難区域のうち**特定復興再生拠点区域**については、**富岡町の一部を除く全区域で避難指示の解除を実現**。
- 特定復興再生拠点区域外についても、昨年度、**大熊町、双葉町、浪江町、富岡町にて帰還意向調査を実施**（葛尾村は現在調査実施中）。当該調査の結果を踏まえ改正福島特措法に基づく「**特定帰還居住区域復興再生計画**」の**申請・認定に向けた地元説明等**を復興庁と進めており、帰還意向をお持ちの方々の早期帰還実現に向けて、取組を強化。

## ■ 特定復興再生拠点区域外：帰還意向確認調査結果

	大熊町※	双葉町※	浪江町※	富岡町※
世帯数（世帯）	597	411	757	240
返送世帯数	340（57%）	212（52%）	429（57%）	168（70%）
帰還意向あり	143（24%）	93（23%）	229（30%）	85（35%）
帰還希望なし	120（20%）	44（11%）	118（16%）	40（17%）
保留	77（13%）	75（18%）	82（11%）	43（18%）

※調査実施期間：大熊町（8月19日～9月15日）／双葉町（8月26日～9月20日）  
浪江町（11月30日～1月15日）／富岡町（12月23日～1月31日）

## ■ 今後の取り組み

8月 特定帰還居住区域の避難指示解除要件等の決定

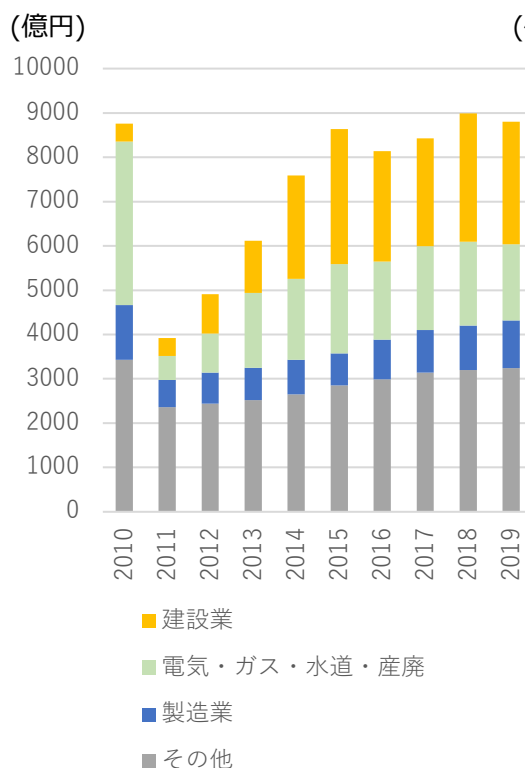
（帰還の早期実現を求める声や環境整備作業の進捗など、各自治体の実情を踏まえて解除時期等を検討）

- ⇒ 今後、各自治体における「特定帰還居住区域復興再生計画」申請（町）、認定（国）
  - ⇒ 計画認定後、除染・インフラ整備等を実施

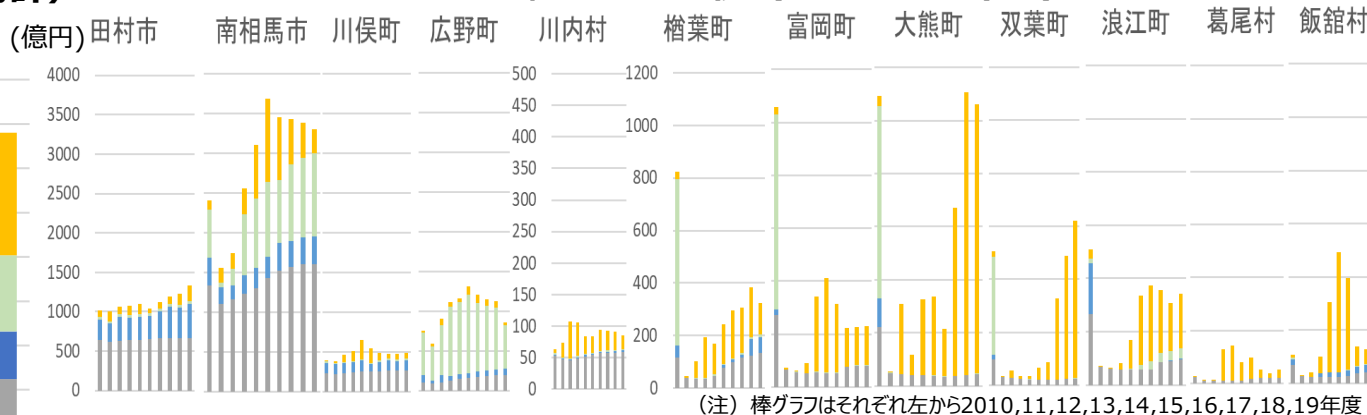
# 被災12市町村の復興ステージ

- 被災12市町村の総生産を見ると、全体として**震災前の水準に戻りつつあるものの、原発立地町を中心に、未だ震災前にほど遠い地域もあり、自治体毎に復興のステージに違いが見られるようになっている。**
- これまでに、**福島相双復興官民合同チームは、約5,800事業者を個別訪問。多様な課題・ニーズを踏まえた個別支援を通じて事業再開や経営改善を後押し、現在約2,700者が事業再開を実現。帰還再開比率は、3割強。**

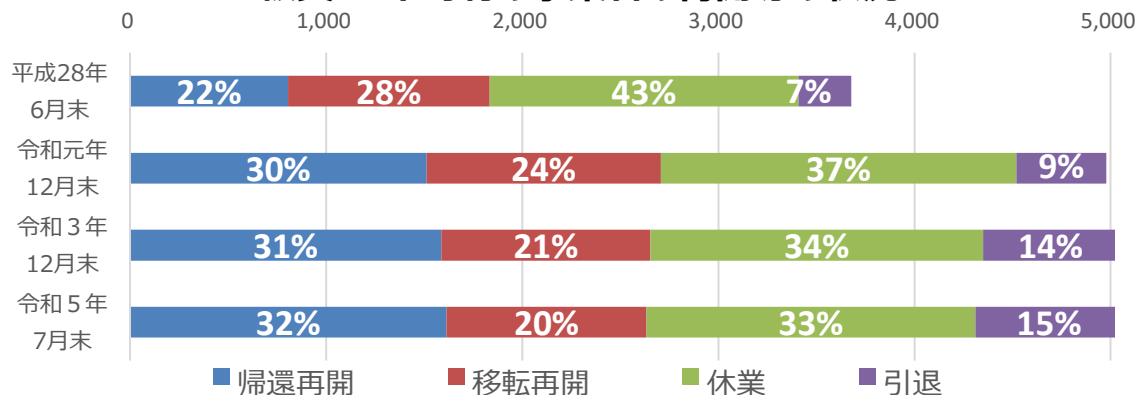
### 総生産の推移（被災12市町村計）



### 市町村別の総生産の推移（2010～19年度）



### 被災12市町村の事業者の再開等の状況



※最新のデータは2019年度(2023年5月1日現在)。  
(出所) 福島県市町村民経済計算年報

※大熊町・双葉町は数%、富岡町・浪江町は10%程度の帰還再開率となっている。

# 福島浜通り地域等の産業復興に向けた取組

- 浜通り地域等の産業復興に向けては、①「**事業・なりわいの再建**」、②「**新産業の創出**」の両輪を軸に、③「**交流人口の拡大**」を効果的に結びつけ、**相乗効果**を図っていく。
- 今後は、「**民間資金・人材の呼び込み**」や「**広域連携**」といった「**復興財源の戦略的活用**」を図りつつ、大阪・関西万博の機会の活用等を通じて、**企業等の自律的な進出・投資を促す**。

## ①事業・なりわいの再建

- ・官民合同チームが、これまで約**5,800事業者**と、約**2,600農業者**を個別訪問。
- ・被災事業者の多様なニーズを踏まえた個別支援を通じて、**事業再開や経営改善、販路開拓を後押し**。

※令和5年7月末時点

約**2,700の事業者**が事業再開を実現。

## ②新産業の創出

- ・実証フィールドの整備・拡充や、スタートアップの**実用化開発の重点支援、企業誘致支援**等を実施。

・**77社のロボット関連企業が進出**。 ※令和5年7月末時点

・**406件の企業立地と4,583人の雇用創出**を実現。 ※令和5年3月末時点

相乗効果の創出

## ③交流人口の拡大

- ・「**交流人口拡大アクションプラン**」に基づいた、浜通りのブランディング。
  - ✓ 広域連携によるコンテンツの作成（「酒・グルメ」、「サイクル」等）
  - ✓ **誘客コンテンツの開発への支援**（累計12件採択）
  - ✓ 情報発信の強化（地域の伝統・魅力等発信支援事業 累計120件採択） 等

復興財源の戦略的活用

2025年大阪・関西万博の活用

民間資金の呼び込み

広域での連携

人材の呼び込み

# 交流人口拡大アクションプランにおける取組の進捗状況

- 「交流人口拡大アクションプラン」に基づき、6つのテーマ毎に国・県・15市町村、地域事業者を交えながらワーキンググループやワークショップを開催し、取組の具体化を進めている。
- 「スポーツ・サイクル」においては、福島復興を国内外に広く発信できるコンテンツとして引き続き取組を進め、特にナショナルサイクルルート（NCR）については、推進協議会と連携して早期指定を目指していく。

## (1) 6つのテーマに基づくWG・WSの実施

・ 6月に「酒・グルメ」「サイクル」分野において、WSを開催し、コンテンツの検討を行った結果、アクティビティ体験型イベントを9月に開催することを決定。

・ さらに、「山・自然」「海・自然」「歴史・文化」「芸術」の分野で6月に第1回目のWGを、8月には地域事業者を交えたWSを初開催。



▲ワークショップの様子（6月1日）

## (2) 「スポーツ（サイクル）」の取組

・ 7月に官民一体の「ふくしま浜通りサイクルルート推進協議会」（事務局：福島県）を発足。ナショナルサイクルルートの早期指定を目指す。

・ 浜通りを中心に、サイクルロードレースを多数開催。本年9月には、国内最大規模となる、15市町村縦断・総延長211kmの「ツール・ド・ふくしま」を開催予定。

大会スケジュール	
4月	ツール・ド・ふたば（大熊町、双葉町）
4月	ツール・ド・かつらお（葛尾村）
6月	そうまエンデュロ（相馬市）
7月	磐梯吾妻スカイライン・ヒルクライム（福島市）
7月	あぶくま洞ヒルクライム（田村市）
9月	ツール・ド・ふくしま（浜通り等15市町村）
9月	裏磐梯スカイバレーヒルクライム（北塩原村）
秋頃	ツール・ド・かわうち（川内村）
秋頃	小野こまちロードレース（小野町）
11月	ジロ・デ・シラカワ（白河市）



▲ツール・ド・ふたば

## (3) 地域の魅力等の発信

・ 交流人口の拡大を目的に地域の魅力等を発信する取組として、国内外のトッププロサーファーによる競技や、音楽ライブ等の同時開催により参加者や観客が一体となって楽しめるサーフィンイベントを本年9月に開催予定。



▲多様な波がブレイクする北泉海岸

## 「福島★復興グランプリ」

- 浜通り地域での事業化アイデアを競う「福島★復興グランプリ」。被災地でのフィールドワークを踏まえたアイデアの具体化を支援し、12市町村での起業を促進。
- 今年は10/7（土）～10/9（月・祝）に開催予定。



▲昨年度の復興グランプリの様子

## 「大学生観光まちづくりコンテスト2022」



- 「復興に向けて前向きに取り組んでいる方と連携した観光まちづくりプラン」をテーマとして福島復興ステージを開催。
- 昨年のエントリー数は、全国27大学47チーム（216名）。
- コンテスト後も複数チームが自治体や企業とプラン実現に向けて繋がり中。
- 今年のエントリー数は、全国49大学117チーム（561名）。本選発表会は、9/15（金）に開催予定。

## 「ロボテスEXPO2022」

- 2020年3月に全面開所した福島ロボットテストフィールドでは、単なる実証施設にとどまらず、進出企業の実演報告やロボット・ドローンの操作体験ができるイベントなども開催し、異分野交流・地域交流の拠点にもなっている。
- 昨年は「ロボテスEXPO2022」を開催し、2日間で延べ638名が来場。
- 今年は9/1（金）、9/2（土）に「ロボテスフェスタ2023」を開催予定。



▲人型重機の実演デモ



▲ロボット試乗体験

## 「浅野燃糸株式会社 双葉事業所」



- 特許技術による特殊な糸の高機能タオル等の工場を竣工（令和5年4月）。
- 双葉町の新拠点は、工場に加え製品販売店、カフェを併設した観光複合施設（工場見学、ショッピング、飲食等）。
- 雇用創出のみならず交流人口拡大を目指す。



- 2025年に開催される大阪・関西万博において、復興庁と連携し、復興関連企画を実施。
- 未来社会に向けた被災地発の先端技術・イノベーションなどによる創造的復興の姿を展示することで、東日本大震災からの復興状況を世界に発信し、更なる復興への後押しを得る。具体的な展示内容については今後検討。

## 万博復興企画の政策的意義

大阪・関西万博を通じ、①**浜通り地域への自律的な進出・投資**、②**交流人口・関係人口の拡大**、③**新たな人による挑戦の促進**、④**浜通りの新たなブランディング（風評払拭）**を目指す。

## 展示

- ・ 万博開催期間（2025年4月13日～10月13日）のうち1週間程度
- ・ 展示場所：メッセ（約2,000㎡）※復興庁と連携

### ①イノベーション

- 福島発技術の新分野への発展モデル
  - ・ 浜通りで生まれた新たなイノベーションを世界へ発信



### ②新たなまちづくり

- 他地域に対する新たなまちづくりモデル
  - ・ 水素やロボットのまち、カーボンニュートラルを目指すまち等の先進的なまちづくり



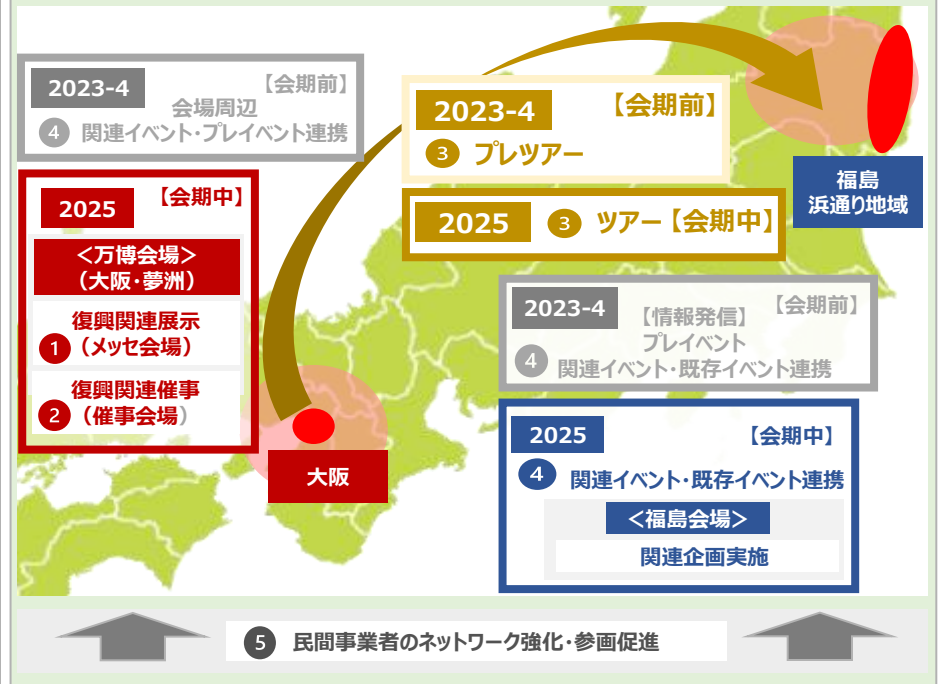
### ③復興に挑戦する情熱を持った「人」

- 創造的復興のモデル
  - ・ 熱意ある人によって食や伝統が再興した姿をストーリー化し、新たな付加価値を創造
  - ・ これにより風評を払拭し、福島浜通りブランドを世界へ発信



## ツアー・機運醸成

福島復興企画として、万博会場における①**復興関連展示**②**催事実施**に加え、③**福島への誘客を促すプレツアー・ツアー**④**福島会場でのイベント・企画実施**、⑤**民間事業者のネットワーク強化・参画促進**を実施。



# 福島浜通り映像・芸術文化プロジェクトの取組について

- 昨年度から進めてきた芸術文化の力を活用した魅力ある街づくりに向けた取組を加速していくため、6月に、**55名の若手有志を含む福島芸術文化推進室を立ち上げ**、活動を更に本格化。
- 今年度は、常磐線沿線開催の舞台芸術祭への支援、世界的な国内映画祭における浜通りのPRなど、**各種のイベントとの連携**を進めるとともに、芸術家や学生が浜通りに滞在して実施する制作活動の支援や、クリエイターによる映像発信、ロケ誘致に向けたフィルムコミッションの立ち上げ検討など、幅広い取組を実施。

## 福島芸術文化推進室の立ち上げ

- 昨年7月以降、省内有志の若手チームを組織して、「福島浜通り映像・芸術文化プロジェクト」を立ち上げ。
- **令和5年度新規予算も確保**する等、今年度から活動を更に本格化させ、6月に55名の若手有志を含む「**福島芸術文化推進室**」を**立ち上げ**。
- **約半数が令和入省**であり、**福島のために何かしたいという想いの強い職員が多数**。

「福島芸術文化推進室」看板掛けの様子



## 各種イベントとの連携

- **常磐線舞台芸術祭への支援等**  
7月31日～8月13日に開催された、福島県を中心とした常磐線沿線で開催される舞台芸術の祭典に対し、一部企画の開催経費の支援や、主要駅でのサインージ掲示による広報協力等を実施。

サインージの様子



- **東京国際映画祭（TIFF）における撮影環境としての浜通りのPR**  
10月に開催されるアジア最大級の映画祭。浜通りの制作環境の魅力を映画監督等ともに議論するセッションを設定し、浜通りの撮影環境としての魅力を発信予定。

東京国際映画祭（2022）での様子



- **山形国際ドキュメンタリー映画祭（YIDFF）における撮影環境としての浜通りのPR**  
10月に開催される世界的評価の高いドキュメンタリー映画祭。映像関係者が特に多く集まる中、浜通りの撮影環境としての魅力を発信予定。

## 浜通りにおける制作活動への支援

その他、以下の取組を実施。

- 学生による作品制作実習の支援
- 芸術家の滞在制作の支援
- トップクリエイターによるビジョン映像の発信
- フィルムコミッションによるロケ誘致 等